

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製造工として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、当日の業務を終了し、社用車を運転して帰宅する途中、交差点において信号待ちから発進したところ、○台後ろの車が後続車に追突し、玉突きで後続車に追突され、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、翌日、C病院に受診し、「頸椎捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）とされた。なお、この間の治療費は、平成○年○月○日までは加害車両の加入する自動車保険から支払われ、以後は自費で受診したとしている。
- 3 本件は、請求人が障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、①高次脳機能障害、②画像所見が認められない脳損傷（以下「MTBI」という。）に係る各種の神経症状、③頸部に係る神経症状（頸性神経筋症候群（以下「CNMS」という。））及び④腰部に係る神経症状の4つであり、以下検討する。

(2) 上記①の高次脳機能障害についてみると、決定書理由に説示するとおり、請求人には、外傷による脳の器質的病変を示すCTやMRI等の画像所見はなく、外傷性脳損傷の所見は認められないから、当審査会としても、障害等級上、高次脳機能障害として評価することはできないものと判断する。

(3) 上記②のMTBIについてみると、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長が策定した「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」（平成25年6月18日付け基労補発0618第1号）に基づく回答の意見書によれば、請求人には、本件事故による頭部の打撲はなく、WHO協力センターのMTBIの操作的定義における要件である、①錯乱または見当識障害、②30分以内の意識喪失、③24時間未満の外傷性健忘症、④局所症状、発作及び外科手術を必要としない頭蓋内損傷のようなその他の一過性の神経学上の異常のいずれにも該当しないものであり、MTBIには該当しないとされており、当審査会としても、上記回答は、請求人の症状経過及び医学的見解に照らし、妥当なものであると判断する。

したがって、障害給付支給請求書裏面の診断書等において記載された請求人

に残存する諸症状については、MTBIによるものとは認められないものと判断する。

- (4) 上記③の頸部に係る神経症状についてみると、D医師作成の平成○年○月○日付け意見書とE医師作成の同年○月○日付け意見書を検討すると、請求人が頸椎捻挫に続発したCNMSに該当するかどうかについては意見が分かれるが、決定書理由に説示するとおり、両医師の見解は、画像上、他覚的所見は認められていないこと及び頸部に係る障害等級は第14級が相当であるとの点について一致していることに鑑み、当審査会としても、請求人に残存する頸部に係る神経症状は、障害等級第14級の9に該当するとみるのが相当であると判断する。
- (5) 上記④の腰部に係る神経症状についてみると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、疼痛が残存しているが、原因について画像所見により明らかでないので、障害等級第14級の9に該当するとみるのが相当であると判断する。
- (6) 以上を総合すると、請求人に残存する障害は、頸部の神経系統の障害として、「局部の神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）及び腰部の神経系統の障害としての「局部の神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）の2つであり、当審査会としても、障害は労災則第14条第2項の規定により、「障害等級準用第14級」に該当するものと判断する。
- (7) なお、請求人の訴えるその余の症状についても、子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。